

神戸空港国際化を契機としたインバウンド誘客強化事業に係る委託業務 公募型プロポーザル募集要項

1 目的

本県は 2025 年度の大阪・関西万博開催、神戸空港の国際チャーター便就航、そして 2030 年度の IR 事業の実施を控え、神戸空港の国際化が進む中、兵庫の玄関口である「神戸空港」から入国するインバウンド客の急増が見込まれる。

そのため、兵庫の魅力である「温泉」「グルメ」「文化体験」「ゴルフ」等を組み合わせた高付加価値層向けのツアー造成のためのファムトリップ招聘や、就航先現地での誘客プロモーションとセミナーを効果的に組み合わせて実施することで、神戸空港から流入するインバウンド旅行者の県内周遊の促進と観光消費額の増加を図ることを目的に当事業を実施する。

2 募集の概要

(1) 委託業務内容

別添「業務委託仕様書」のとおりとする。

(2) 委託業務期間

契約締結日から令和8年2月 27 日(金)まで

(3) 事業予算額

9,950,000 円(消費税及び地方消費税額を含む。)を上限とする。

(4) スケジュール

令和7年4月 30 日(水)	参加募集及び質問受付開始
令和7年5月 12 日(月)	参加受付終了
〃	質問受付終了
令和7年5月 13 日(火)	質問に対する回答
令和7年5月 19 日(月)	企画提案書の提出期限
令和7年5月下旬(予定)	審査会の開催
〃	審査結果通知

3 プロポーザルの参加資格

業務を委託するための企画提案プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)に応募することができる者は、次のすべての要件を満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 業務の実施に当たり、当本部との打合せ等に適切に対応できること。
- (4) 業務内容について守秘義務を順守できること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定による該当する一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

- イ 応募図書(6(1)に掲げる書類をいう。以下同じ。)の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てが行われている者
 - エ 兵庫県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
 - カ 暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体等
- (6)複数のグループが構成して申請する場合は、次の事項に注意すること。
- ア 代表者を選出し、応募等委託者とのやり取りについては代表者が行うこと。
 - イ 申請書の記名押印等については全ての構成者が行うこと。
 - ウ 申請については、1者につき1提案に限る。また、グループの構成者は他のグループの構成者、または単独で申請を行うことはできない。
- なお、代表者及びその構成者は上記の(1)～(5)のすべてを満たすこととする。

4 企画提案説明会について

企画提案説明会は実施しない。

5 公募型プロポーザル手続き等

応募を希望する者は提出書類に必要事項を記入し、下記のとおり提出すること。

※公募型プロポーザルに参加意思がある場合は、5月12日(月)午後5時までにメールにより本文書末記の事務局まで連絡のこと。

(1)本要項及び仕様書、提出書類の交付

観光本部のホームページからダウンロードすること。郵送による配付は行わない。

(2)質疑応答

ア 提出方法

質問は質問書(様式任意)を電子メールで提出すること。件名を「神戸空港国際化を契機としたインバウンド誘客強化事業」とし、必ず受信を電話で確認すること。
なお、電話による質疑は一切受け付けない。

イ 受付期限

令和7年4月30日(水)から令和7年5月12日(月)まで(土日祝を除く。)の午前9時00分から午後5時00分までとする。

ウ 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

エ 回答方法

質問書に対する回答書は、電子メールで送付する。なお、回答は参加者全員に知らせる場合がある。

オ その他

質問受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しない
また、評価基準の配点については質問の対象外とする。

(3) 提案書の提出

ア 提出書類

以下の①～③を提出すること。

① 企画提案書(様式任意) 10 部

・以下について、全て記載すること。

提案内容、業務体制図、事業実績、事業者概要 を含むこと

・A4版 30 枚以内とすること。

② 見積書(様式任意(押印不要))

別紙「仕様書」記載の「7 業務内容」を参考に、業務項目ごとの内訳を記載すること。積算単価及び数量名等を明記し「一式」という表記は極力避けること。

③ 暴力団の排除に関する誓約書(別紙様式)

イ 受付期間・受付時間

令和7年4月 30 日(水)から令和 7 年5月 19 日(月)まで(休日を除く。)の午後 9時 00 分から午後5時 00 分までとする。

ウ 提出方法

持参、郵送又は電子メールによる。

電子メールの場合、件名を「神戸空港国際化を契機としたインバウンド誘客強化事業」とし、提案書は1つのファイルに結合し、かつ、全ての提出書類を1つのフォルダにまとめること。また、必ず受信を電話で確認すること。

持参及び郵送の場合は、上記イの受付期間内に必着することとし、発送後であっても、未着の場合は期限内の提出がなかったものとみなす。

エ 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

オ その他

観光本部が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

6 応募者が1者である場合の措置

(1) 応募者が1者であっても、企画審査を実施する。

(2) 応募者がいなかった場合は、再度公告し、参加表明に関する書類の提出期限を延長する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

7 受託者の選定方法

(1) 審査方法

提出された書類を基に、本部を事務局とする審査委員会において内容を審査し、委託先としてふさわしい者を受託先候補として選定する。なお、必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

(2) 評価項目

評価項目と配点(審査員1人あたり(100 点満点)の内訳は下記のとおりとする)

評価項目	番号	観点	配点
基本事項	1	事業の目的、趣旨を十分に理解した上で、具体的かつ実効性の高い提案となっているか。	10
企画提案 (ファムトリップ及びツアー造成)	2	ツアー造成までの旅行会社へのフォローが具体的に提案されているか。	10
	3	兵庫県の魅力を感じられる行程となっているか。	5
	4	アテンドや通訳等円滑なツアー催行が見込めるか。	5
企画提案 (現地セミナー及びセールスコール)	5	現地旅行会社のニーズ及び本県の観光資源に対して、十分な理解があるか。	10
	6	セミナーが参加者にとって魅力的なものになっているか。	5
	7	手配や現地旅行会社の調整ができるネットワークを有しているか。	5
企画提案 (プロモーション)	8	市場や本県の特性を考慮したプロモーション戦略(スケジュール・ターゲット・予算配分等)が設計されているか。	10
	9	効果的な情報発信の手法を選定しているか。	5
	10	今後のプロモーション施策に活用できる効果測定が実施されているか。	5
確実性	11	全ての業務を実施するにあたってのノウハウ、実績を有しているか。	10
実施体制	12	十分な経験や同行業務実績を有している者を配置し、履行期間内に業務が円滑に遂行できる体制となっているか。	10
見積額	13	提案内容に対する積算金額は妥当か。	10

b

(3) 審査会の開催

審査会は令和7年5月下旬頃に神戸市内において実施予定。提案事業者からの企画提案内容のプレゼンテーションによる審査とし、詳細は別途応募者に通知する。また、応募者多数の場合は事務局により3者程度に絞ったうえで実施する。

(4) 審査の結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に電子メールで速やかに通知するとともに当本部のホームページに公表する。

(5) 注意事項

事業実施においては、提案内容をベースに実施することとするが、内容及び時期については、観光本部と提案者で協議のうえ変更する場合がある。

また、提案者の提示額は、提案に当たっての目安(上限)となる額であり、契約額はプロポーザル実施後に別途締結する委託契約書によるものとし、提案者が提示した額の修正を依頼する場合がある。

8 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提案内容の著作権は提案者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された提案書の写しを主催者が作成し、使用することがある。
- (6) 企画に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにすること。
- (7) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。
- (8) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他、選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- (9) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結できないので注意すること。この場合、次順位の者と契約を締結する。

【提出先、お問合せ先】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁第1号館7階
公益社団法人ひょうご観光本部 担当:杉田、林田
TEL:078-361-7661 FAX:078-361-7662
Eメール:sugita@hyogo-tourism.jp/hayashida@hyogo-tourism.jp